

薬生食輸発1012第2号
令和4年10月12日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和4年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(韓国産生食用アカガイ)

標記については、令和4年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和4年10月4日付け薬生食輸発1004第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、輸入時のモニタリング検査の結果、食品衛生法違反の事例があったことから、本日以降、韓国産生食用アカガイについては、モニタリング通知の別添 - - の1(2)イとして取扱うこととするので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願ひする。